

申請の際の留意事項

1. 助成を受けるための要件について（①と②の両方を満たす方が対象となります。）

- ① 本人と配偶者（事実婚や内縁関係も含みます。）及び同一世帯の方が市民税非課税であること。
また、世帯を別にする配偶者がいる場合は、その配偶者が市民税非課税であること。
- ② 預貯金などの資産※1 が基準の額※2を超えないこと。
※1 資産については、裏面【6. 預貯金額等の資産の額がわかる書類について】をご確認ください。
※2 預貯金などの基準の額は利用者負担段階により異なります。裏面【5. 認定要件となる負担段階ごとの預貯金等資産の額】をご覧ください。

2. 提出書類について

① 介護保険負担限度額認定申請書（令和7年度用）

本人と配偶者ともに申請される場合は、それぞれに申請書が必要です。
記載例をご参照のうえ、記入漏れのないようにお願いします。

② 同意書

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、市が金融機関に照会することに対し、同意をいただくものです。負担限度額認定申請書の裏面への記入漏れがないようにお願いします。

③ 預貯金等の資産の額がわかる書類の写し

配偶者がいる場合は、配偶者の資産の額がわかる書類の写しも添付が必要です。
本人と配偶者ともに申請される場合は、それぞれの申請書に本人と配偶者の資産の額がわかる書類の写しを添付してください。
※生活保護を受給されている方は、資産の額がわかる書類の写しの添付は省略可能です。

④ 個人番号の記載等に関する確認書

個人番号（マイナンバー）については、申請者の同意を得て市が記載することといたしますので、記載例をご参照のうえ提出してください。

⑤ 市区町村民税の課税（非課税）証明書＜令和7年度＞ ※ 該当する方のみ

下記に該当する方は、令和7年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得分）の市区町村民税課税（非課税）証明書の添付が必要です。

- 配偶者が令和7年1月1日時点で市外にお住まいの方（配偶者の課税（非課税）証明書が必要です。）
- 令和7年1月2日以降に常陸太田市へ転入された方（証明書の発行につきましては、1月1日時点で住所を有していた市区町村へお問い合わせください。）

※ 提出する書類は、負担限度額認定申請書（令和7年度用）を1番上にして、すべての書類をホチキス留めにして提出してください。

※ 全ての書類がそろわないと受付が出来ませんので、提出の際には十分ご確認ください。

3. 提出期限及び提出先について

- ・ 期限内に提出し、対象となった方へは、8月上旬までに新しい認定証を交付します。
- ・ 期限日以降も随時受付を行います。認定証の交付は8月中旬以降となる場合があります。
また、9月1日以降に申請された場合は、申請月の初日が認定開始日となりますのでご注意ください。
- ・ 郵送で申請をされる場合は、市役所に届いた日（休日の場合は翌開庁日）が申請日となります。

4. 助成の対象となる施設

対象となる施設等	対象とならない施設等
・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 上記3施設への短期入所（ショートステイ）	・ グループホーム ・ 特定施設（有料老人ホーム等） ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ デイサービス（食費）

5. 認定要件となる負担段階ごとの預貯金等資産の額（超えている場合には対象となりません。）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等資産の額(※2)
第1段階	生活保護等、老齢福祉年金受給の方	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円
第2段階	年金収入等(※1) 80.9 万円以下	単身 1,650 万円、夫婦 1,650 万円
第3段階①	年金収入等 80.9 万円超 120 万円以下	単身 1,550 万円、夫婦 1,550 万円
第3段階②	年金収入等 120 万円超	単身 1,500 万円、夫婦 1,500 万円

※1 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋ その他の合計所得金額。

※2 第2号被保険者（65歳未満）の方は、負担段階に関わらず、単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円です。

6. 預貯金額等の資産の額がわかる書類について

預貯金等の資産の額がわかる書類については、下表のとおりです。

なお、**通帳など、複数所有しているものは、すべて提出の対象**となります。

提出が必要な資産	提出の仕方
預貯金（普通・定期・積立など）	通帳の写し（定期預金証書も含む） ① 銀行名や口座番号等の写し（通帳表紙の裏面） ② 直近2か月の預金残高がわかるページ （年金を受給している方は、振込が確認できるページ） ③ インターネットバンクの場合、口座残高ページの写し
金・銀など購入先の口座残高によって 時価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
有価証券 投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金など）	自己申告
負債（借入金、住宅ローン）	借用証書の写し ※預貯金等から差し引いて計算します。

※ 以下のものは、資産に含まれないので、提出の必要はありません。

- 生命保険、自動車、貴金属（腕時計、宝石など時価評価額の把握が困難であるもの）
- その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財等）

虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合は、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金の納付を求めることがあります（介護保険法第22条第1項）。

〇〇預貯金通帳等の写しの取り方〇〇

太田 一郎(本人)の通帳の写し		通帳の表紙の裏面 (銀行名・口座名義人等)	太田 花子(妻)の通帳の写し	
普通預金			普通預金	
おなまえ オオタ イチロウ サマ				
お届けの～ 次のとおりで す				
金額	変更後金額	店番	口座番号	
		999	1234567	
銀行名 ●●銀行 支店名 ▲▲支店				
宇陵太田市山下町〇〇〇〇 太田 一郎				
銀行名 ■■信用組合 支店名 ▲▲支店				
宇陵太田市金井町〇〇〇〇 太田 花子				
余白に名義人の住所と氏名を記載してください。				
日付	摘要	お払戻金額	お預り金額	差引残高
2023.12.15	国民年金	コダシコウセイネンキン	212,342	4,137,074
2024. 2.15	国民年金	コダシコウセイネンキン	212,342	4,349,416
2024. 4.14	国民年金	コダシコウセイネンキン	212,366	4,561,782
2024. 6.15	国民年金	コダシコウセイネンキン	212,366	4,774,148
日付	摘要	お払戻金額	お預り金額	差引残高
2023.12.15	国民年金	コダシコウセイネンキン	190,315	2,190,315
2024. 2.15	国民年金	コダシコウセイネンキン	190,315	2,380,630
2024. 4.14	国民年金	コダシコウセイネンキン	190,322	2,570,952
2024. 6.15	国民年金	コダシコウセイネンキン	190,322	2,761,274

重要！ 太田一郎(本人)の残高4,774,148円と太田花子(妻)の残高2,761,274円の合計7,535,422円を申請書の「預貯金額」欄に記載してください。

※通帳等を複数お持ちの場合は、すべての残高の合計を記載してください。